

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。 一 五（略） 2（略） （届出事項） 第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 二十三（略） 二十四 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当（中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。）をした場合 二十五・二十六（略） 2（略） 3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。 一 五（略） 2（略） （届出事項） 第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 二十三（略） 二十四 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合 二十五・二十六（略） 2（略） 3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。 一～十七 (略) 十八 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当（中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。）をした場合 十九～二十二 (略) 4 ～ 10 (略)	は、次に掲げる場合とする。 一～十七 (略) 十八 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合 十九～二十二 (略) 4 ～ 10 (略)
---	--